○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等(昭和48年3月30日県 条例第11号)

1 規制時間(条例第42条)

午後11時から翌日の午前6時まで

2 規制対象(規則第8条)

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第34条の2第2号に規定する飲食店営業のうち、設備を 設けて客に飲食させる営業

- 3 規制内容(条例第15条、第42条、第43条、規則第9条、第16条、別表第4)
- (1) 規制基準

規制対象の施設から次の規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

規制 区域	規制基準		
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	40 デシベル		
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、			
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、	4E ==== 1 × 1 .		
都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区 45 デシベル			
域、同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域			
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル		
工業地域	60 デシベル		

(2) 音響機器の使用制限

次の区域内における、カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置の使用禁止(外部にもれない処置を講じた 場合を除く)

規制区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区域及び同法第5条第1項の規定に

よる都市計画区域の指定がされていない区域

(備考)

上記の表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第一号の規定に基づく用途地域をいう。

4 規制地域の指定状況

	市	町	村	告示年月日及び告示番号
長野市	茅野市	南佐久郡小海町	東筑摩郡麻績村	
松本市	塩尻市	" 佐久穂町	北安曇郡白馬村	
上田市	佐久市	" 川上村	" 小谷村	
岡谷市	千曲市	北佐久郡軽井沢町	埴科郡坂城町	
飯田市	東御市	" 立科町	上高井郡小布施町	S57. 6. 7 県告示第 415 号
諏訪市	安曇野市	諏訪郡原村	下高井郡山ノ内町	(施行日:S57.7.1)
小諸市		上伊那郡辰野町	上水内郡信濃町	
駒ヶ根市		下伊那郡泰阜村	ル 飯綱町	
中野市		木曽郡木曽町	下水内郡栄村	
大町市		" 大桑村		
須坂市		飯山市	上伊那郡箕輪町	S57. 9. 9 県告示第 608 号
伊那市		北佐久郡御代田町	上高井郡高山村	(施行日: S57.10.1)
諏訪郡下諏訪町				S58. 3. 7 県告示第 106 号
				(施行日: S58. 4.1)
諏訪郡富士見町 木		木曽郡上松町	北安曇郡松川村	S58. 7.14 県告示第 405 号
上伊那郡南箕輪村 東筑摩		東筑摩郡筑北村		(施行日: S58. 8.1)
T-/13, 117, 247, 4/, 111 lbt		S58.11.21 県告示第 676 号		
下伊那郡松)I[¤]			(施行日: S58.12.1)

(備考)

指定状況は令和4年3月31日現在